

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

上場申請会社

株式会社サン・ライフホールディング

提出会社

株式会社サン・ライフ

目 次

	頁
【表紙】	
第一部 【組織再編成に関する情報】	1
第1 【組織再編成の概要】	1
1 【組織再編成の目的等】	1
2 【組織再編成の当事会社の概要】	5
3 【組織再編成に係る契約】	6
4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	15
5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	15
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	16
7 【組織再編成に関する手続】	17
第2 【統合財務情報】	18
第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】	19
第二部 【企業情報】	20
第1 【企業の概況】	20
1 【主要な経営指標等の推移】	20
2 【沿革】	20
3 【事業の内容】	20
4 【関係会社の状況】	20
5 【従業員の状況】	21
第2 【事業の状況】	22
1 【業績等の概要】	22
2 【生産、受注及び販売の状況】	22
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	22
4 【事業等のリスク】	23
5 【経営上の重要な契約等】	27
6 【研究開発活動】	27
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	27
第3 【設備の状況】	28
1 【設備投資等の概要】	28
2 【主要な設備の状況】	28
3 【設備の新設、除却等の計画】	28

	頁
第4 【上場申請会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
2 【自己株式の取得等の状況】	32
3 【配当政策】	32
4 【株価の推移】	33
5 【役員の状況】	34
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	36
第5 【経理の状況】	39
第6 【上場申請会社の株式事務の概要】	40
第7 【上場申請会社の参考情報】	41
1 【上場申請会社の親会社等の情報】	41
2 【その他の参考情報】	41
第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】	42
第四部 【上場申請会社の特別情報】	43
第1 【最近の財務諸表】	43
第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	43

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社である株式会社サン・ライフホールディング（以下「当社」又は「上場申請会社」といいます。）は、株式移転により平成30年10月1日に設立登記する予定であります。

（注）

本報告書提出日の平成30年9月3日において、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定日である平成30年10月1日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

【提出日】 平成30年9月3日

【会社名】 株式会社サン・ライフホールディング

【英訳名】 SUN・LIFE HOLDING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 比 企 武

【本店の所在の場所】 神奈川県平塚市馬入本町13番11号

【電話番号】 下記の株式会社サン・ライフの連絡先をご参照ください。

【事務連絡者氏名】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 株式会社サン・ライフ

【英訳名】 SUN・LIFE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 比 企 武

【本店の所在の場所】 神奈川県平塚市馬入本町13番11号

【電話番号】 0463（22）1233（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役業務支援本部長 石 野 寛

【最寄りの連絡場所】 神奈川県平塚市馬入本町13番11号

【電話番号】 0463（22）1233（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役業務支援本部長 石 野 寛

第一部 【組織再編成に関する情報】

第 1 【組織再編成の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 本株式移転の目的及び理由

サン・ライフグループは、サン・ライフ、連結子会社10社及び持分法非適用関連会社1社で構成され、地域の顧客、及びメンバーズシステム（互助会）事業における互助会会員を対象としてホテル・ブライダル事業、葬祭・法要事業、介護事業及びこれらに付随するその他のサービス等を行っております。

サン・ライフグループを取り巻く環境は、急速に進む少子高齢化、人口減少等と同時に、顧客の価値観の変化によるライフスタイル・ニーズも多様化しております。

このような中、サン・ライフグループが一層の企業価値の向上を図るには、機動的かつ柔軟な経営判断を可能とする体制のもと、変化する顧客ニーズを的確に捉え、さらなる顧客満足度の向上、新たな市場・顧客開拓を展開していくことが必要と考え、本株式移転による持株会社体制へ移行を決定いたしました。

本株式移転後、新たに設立される持株会社は、親会社として、グループ全体の経営戦略の策定及び経営資源の配分といったコーポレート機能、並びに、各グループ会社への経営管理機能といったサービスセンター機能を担い、サン・ライフグループ全体のマネジメントに特化し、事業ポートフォリオの機動的な見直し等、経営環境の変化に応じた迅速かつ果断な経営判断を通じ、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

また、持株会社としての経営管理を的確に行うため、取締役会の監督機能を強化し、監査等委員会設置会社となることによって、グループ全体としての包括的なコンプライアンス体制、リスク管理体制、内部監査体制を充実させ、当社グループ全体のガバナンスをより一層強化し、企業価値の向上を目指します。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

① 上場申請会社の概要

(1) 商号	株式会社サン・ライフホールディング (英文名：SUN・LIFE HOLDING CO., LTD.)		
(2) 事業内容	グループ会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務		
(3) 所在地	神奈川県平塚市馬入本町13番11号		
(4) 代表者及び役員の就任予定 (※)	代表取締役会長	竹内 恵司	現 (株)サン・ライフ 代表取締役会長
	代表取締役社長	比企 武	現 (株)サン・ライフ 代表取締役社長
	専務取締役	竹内 圭介	現 (株)サン・ライフ 取締役
	常務取締役	石野 寛	現 (株)サン・ライフ 常務取締役
	取締役相談役	竹内 伸枝	現 (株)サン・ライフ 取締役相談役
	取締役	井上 和弘	現 (株)サン・ライフ 取締役
	取締役(監査等委員)	瀧澤 賢次	現 (株)サン・ライフ 常勤監査役
	取締役(監査等委員)	松下 幹夫	現 (株)サン・ライフ 監査役
取締役(監査等委員)	小峰 雄一	現 (株)サン・ライフ 監査役	
(5) 資本金の額	100,000,000円		
(6) 決算期	3月31日		
(7) 純資産の額(連結)	未定		
(8) 総資産の額(連結)	未定		

(※) 代表者及び役員の就任予定につきましては、現時点の予定を記載しております。

② 上場申請会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とサン・ライフ及びその関係会社の状況は以下となる予定であります。

サン・ライフは、平成30年6月25日開催の定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、平成30年10月1日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)				
(連結子会社) (株)サン・ライフ	神奈川県 平塚市	610,000	サービス業 (冠婚葬祭事業、介 護事業)	100.0	9名	—	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、サン・ライフは、当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるサン・ライフの平成30年8月1日現在)における関係会社の状況は、次のとおりであります。

関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 [被所有]割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱サン・ライフメンバーズ	神奈川県平塚市	50,000	全社共通 (互助会事業)	100	業務委託契約に基づき、互助会会員の冠婚葬祭施行の斡旋を行っている。また、債務保証をしている。なお、当社所有の建物を賃借している。 役員の兼任等……………有
㈱ザ・サンパワー	神奈川県平塚市	40,000	介護事業	100	神奈川県全域、東京都八王子市で居宅介護支援を行っている。なお、当社所有の建物を賃借している。 役員の兼任等……………有
㈱SEC	神奈川県平塚市	40,000	式典事業 (エンバール)	100	業務委託契約に基づき、式典事業のエンバールを行っている。なお、当社所有の建物を賃借している。 役員の兼任等……………無
㈱エス・エルよこはま	神奈川県平塚市	50,000	その他の事業 (ファイナンシャル・サポート・サービス)	100	互助会会員等に対するファイナンシャル・サポート・サービスを行っている。なお、当社所有の建物を賃借している。 役員の兼任等……………有
㈱サン・セレモニー	東京都八王子市	20,000	全社共通 (互助会事業)	100	業務委託契約に基づき、互助会会員の冠婚葬祭施行の斡旋を行っている。なお、当社所有の建物を賃借している。 役員の兼任等……………有
㈱サン・ライフ・ファミリー	神奈川県平塚市	120,000	その他の事業 (少額短期保険業)	100	少額短期保険会社 役員の兼任等……………有
㈱クローバー	神奈川県平塚市	40,000	介護事業	100	居宅介護支援を行っている。 役員の兼任等……………無
㈱トータルライフサポート研究所	神奈川県平塚市	10,000	その他の事業	50	冠婚葬祭事業における調査及び研究 役員の兼任等……………有
(有)ホーム	神奈川県相模原市	100	介護事業	100	居宅介護支援を行っている。 役員の兼任等……………無
㈱ペットセレモニーウェイビー	神奈川県平塚市	30	式典事業 (ペット葬事業)	100	ペット葬事業を行っている。 役員の兼任等……………有

(注) 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

① 資本関係

本株式移転により、サン・ライフは当社の完全子会社になる予定であります。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

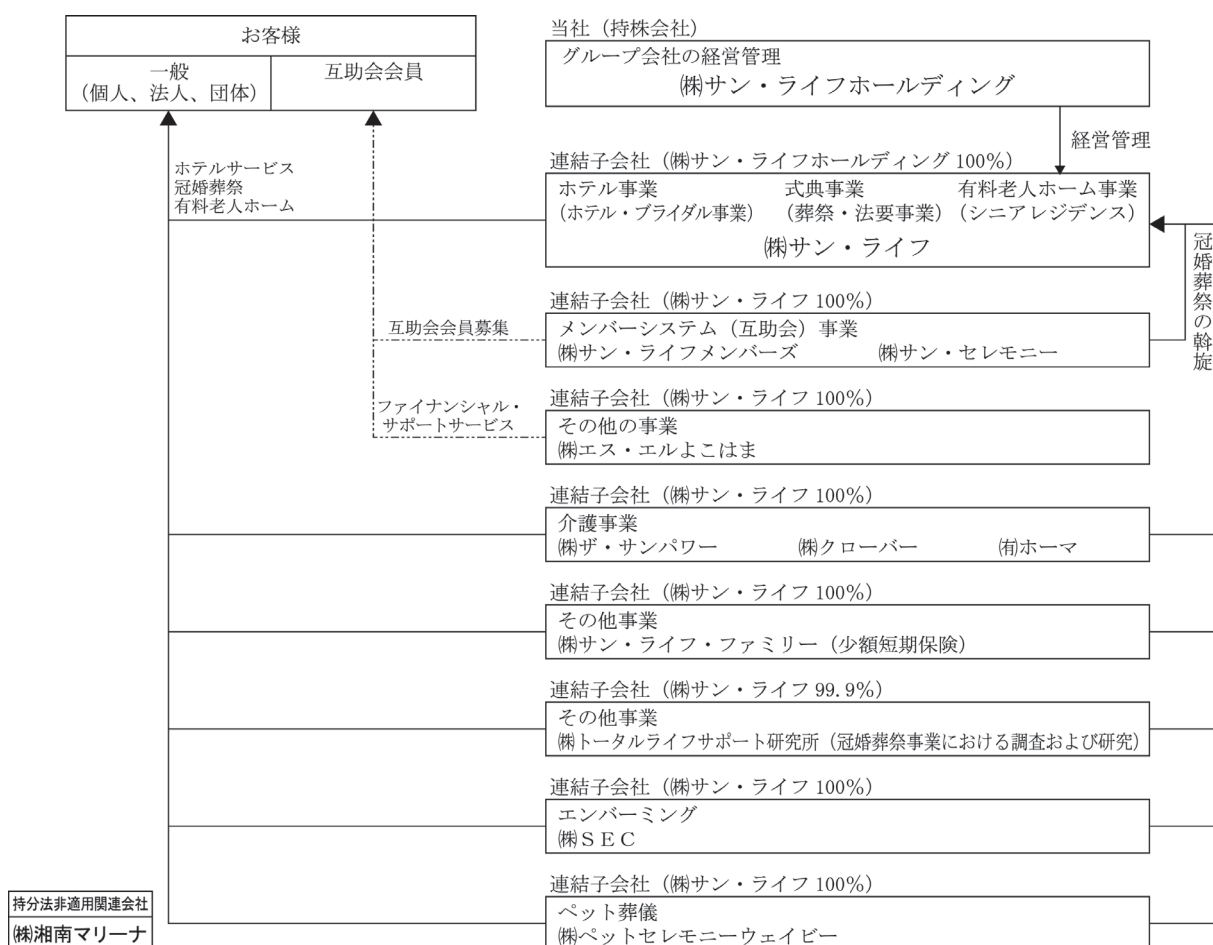
② 役員の兼任関係

当社の取締役は、サン・ライフ及びグループ各社の取締役を兼任する予定であります。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

③ 取引関係

当社の完全子会社であるサン・ライフと関係会社との取引関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

なお、事業系統図は次のとおりであります。



2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

サン・ライフは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成30年10月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、サン・ライフを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成30年5月9日開催のサン・ライフの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるサン・ライフの株主名簿に記載又は記録されたサン・ライフの株主に対し、その所有するサン・ライフの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画は、平成30年6月25日開催のサン・ライフの定時株主総会において、承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております(詳細につきましては、次の「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2. 株式移転計画の内容

株式移転計画書(写)

株式会社サン・ライフ(以下「甲」という。)は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「乙」という。)を設立するための株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うに当たり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

(乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙「株式会社サン・ライフホールディング 定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「株式会社サン・ライフホールディング」とし、英文では SUN・LIFE HOLDING CO. , LTD. と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、神奈川県平塚市とし、本店の所在場所は、神奈川県平塚市馬入本町13番11号とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、2,728万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式 2,728万株

2 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「株式会社サン・ライフホールディング 定款」に記載のとおりとする。

(乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称)

第2条 乙の設立時取締役(設立時監査等委員である取締役を除く。)の氏名は次のとおりとする。

竹内 恵司
比企 武
石野 寛
竹内 伸枝
竹内 圭介
井上 和弘

2 乙の設立時監査等委員である取締役の氏名は次のとおりとする。

瀧澤 賢次
松下 幹夫
小峰 雄一

3 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第3条 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日(第5条に定める日をいう。以下同じ。)の前日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、それぞれ乙の普通株式1株を、割当交付する。

(乙の資本金及び準備金の額)

第4条 乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第52条の規定に従い、甲が別途適当に定める金額とする。

(乙の成立の日)

第5条 乙の設立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、平成30年10月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第6条 甲は、平成30年6月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

(乙の上場証券取引所)

第7条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)(以下「JASDAQ」という。)への上場を予定する。

(乙の株主名簿管理人)

第8条 乙の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(事情変更)

第9条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力発生)

第10条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認を得られなかった場合、乙の普通株式のJASDAQへの上場について株式会社東京証券取引所の承認を得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

本移転計画の作成を証するため、次に記名・押印する。

平成30年5月9日

甲：神奈川県平塚市馬入本町13番11号
株式会社サン・ライフ
代表取締役 比企 武 印

以 上

別紙

株式会社サン・ライフホールディング 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社サン・ライフホールディングと称し、英文ではSUN・LIFE HOLDING CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、持株会社として、次の各号に掲げる事業を行う会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の経営管理を行うことを目的とする。

- ① 冠婚葬祭並びにこれらに附帯する業務
 - ② ホテルの経営
 - ③ 料理飲食店業
 - ④ 一般区域（霊柩）貨物自動車運送事業
 - ⑤ 労働者派遣業
 - ⑥ 家具、調度品、仏壇、仏具、什器備品、古物、墓地、繊維製品、家庭用電化製品、食料品、日用雑貨品、宝石、貴金属、絵画、医療用機器・器具・備品、健康機器、介護用品機具の販売及びレンタル並びにリース業
 - ⑦ 高齢者、病人、身体障害者等の入浴、食事その他日常生活における介護及び移送の請負
 - ⑧ 金銭貸付業務
 - ⑨ 生命保険の募集に関する業務
 - ⑩ 損害保険代理業
 - ⑪ ホテル、旅館及び内外旅行斡旋業
 - ⑫ 不動産の売買、仲介並びに管理賃貸業
 - ⑬ 海上運送法に基づく人の運送をする内航不定期航路事業
 - ⑭ 有料老人ホームの経営
 - ⑮ 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業
 - ⑯ 介護保険法に基づく介護予防特定施設入居者生活介護事業
 - ⑰ 酒類、清涼飲料、嗜好飲料及び調味料の販売
 - ⑱ 旅行業法に基づく旅行業
 - ⑲ 経営コンサルティング
 - ⑳ 上記各号に附帯・関連する一切の業務
- 2 当社は、経営コンサルティング業務を行うことができる。
- 3 当社は、前項に附帯・関連する事業を行うことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を神奈川県平塚市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査等委員会
- ③会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は27,280,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(株式取扱規則)

第9条 当社の単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- 3 当社の新株予約権原簿の作成・備置、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項に定めるほか、必要ある場合には、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査等委員である取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は13名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は3名以上とする。

(選任方法)

第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 監査等委員である取締役の補欠の選任に係る決議の効力は、選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

4 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2 第24条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第30条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

2 監査等委員会は、その決議により常勤監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会の権限)

第34条 監査等委員会は、法令の定めのある事項を決定する他、その職務執行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第41条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社の剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

(中間配当)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭の分配（以下、中間配当という。）をすることができる。

(剰余金の配当金等の除斥期間)

第44条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第40条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の設立日から平成31年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬)

第2条 第28条の規定にかかわらず、当会社の設立日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は年額300百万円以内とする。

2 第28条の規定にかかわらず、当会社の設立日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額60百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の設立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除するものとする。

平成30年10月1日 制 定

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

	株式会社サン・ライフホールディング (完全親会社・持株会社)	株式会社サン・ライフ (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1. 本株式移転に伴い、サン・ライフの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。
なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

2. 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定) : 6,820,000株

上記新株式は、平成30年3月31日時点におけるサン・ライフの発行済株式総数を基に算出しております。但し、本株式移転の効力発生に先立ち、サン・ライフの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点においてサン・ライフが保有する自己株式に対しては、その同数の当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、サン・ライフは一時的に持株会社の普通株式を保有することになりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定であります。

2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、サン・ライフ単独による株式移転によって持株会社(完全親会社)である当社を設立するものであり、株式移転直前のサン・ライフの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様の不利益を与えないことを第一に考え、株主の皆様が所有する甲の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

サン・ライフの株主が、その有するサン・ライフの普通株式につき、サン・ライフに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成30年6月25日開催の株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をサン・ライフに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、サン・ライフが株主総会の決議の日(平成30年6月25日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

サン・ライフの株主による議決権の行使の方法としては、平成30年6月25日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、サン・ライフの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、サン・ライフに提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成30年6月22日午後6時00分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、サン・ライフに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時におけるサン・ライフの株主名簿に記載又は記録されたサン・ライフの株主に割り当てられます。株主は、自己のサン・ライフの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

該当事項はありません。

7 【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本件本株式移転に関し、サン・ライフは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、③サン・ライフの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、サン・ライフの本店において平成30年6月8日より備え置いております。

①は、平成30年5月9日開催のサン・ライフの取締役会において承認された株式移転計画であります。

②は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び資本準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。

③は、サン・ライフの最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類であります。

これらの書類は、サン・ライフの営業時間内にサン・ライフの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①～③に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	平成30年3月31日(土)
株式移転計画書承認取締役会	平成30年5月9日(水)
株式移転計画書承認定時株主総会	平成30年6月25日(月)
サン・ライフ上場廃止日	平成30年9月26日(水) 予定
株式移転期日(効力発生日)	平成30年10月1日(月) 予定
当社設立日・当社設立登記日・当社上場日	平成30年10月1日(月) 予定

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

サン・ライフの株主が、その所有するサン・ライフの普通株式につき、サン・ライフに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成30年6月25日開催の株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をサン・ライフに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、サン・ライフが株主総会の決議の日(平成30年6月25日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるサン・ライフの最近連結会計年度の主要な連結経営指標は次のとおりであります。これらサン・ライフの連結経営指標は、当社の連結経営指標に反映されるものと考えられます。

(主要な経営指標等の推移)

連結経営指標等

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	11,304,350	10,930,479	11,234,701	11,322,050	11,864,730
経常利益 (千円)	1,587,480	1,346,530	1,266,194	1,244,512	1,091,780
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (千円)	855,748	696,107	△114,592	523,320	740,176
包括利益 (千円)	822,358	792,167	△185,984	532,220	725,061
純資産額 (千円)	5,262,726	5,827,982	5,452,503	5,790,228	6,314,312
総資産額 (千円)	36,092,595	36,397,276	35,971,970	36,141,588	36,431,438
1株当たり純資産額 (円)	811.75	898.94	840.49	893.11	973.95
1株当たり当期 純利益金額又は 当期純損失金額(△) (円)	131.99	107.37	△17.67	80.71	114.16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.6	16.0	15.1	16.0	17.3
自己資本利益率 (%)	17.2	12.6	△2.0	9.3	12.2
株価収益率 (倍)	7.2	9.1	—	11.4	8.98
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,222,589	1,521,650	1,504,313	1,230,833	1,663,330
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△100,758	△1,525,025	△448,997	△3,273,483	△1,238,345
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△230,990	△236,173	△199,111	△204,476	△227,697
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	13,608,246	13,372,787	14,226,164	11,980,390	12,179,203
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	391 〔794〕	394 〔805〕	401 〔831〕	426 〔893〕	442 〔1,002〕

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第47期の株価収益率は、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりであります。

2 【沿革】

年月	概要
平成30年5月9日	サン・ライフの取締役会において、株式会社サン・ライフの単独株式移転による持株会社「株式会社サン・ライフホールディング」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議
平成30年6月25日	サン・ライフの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、サン・ライフがその完全子会社となることについて決議
平成30年10月1日	サン・ライフが株式移転の方法により当社を設立(予定) 当社普通株式を東京証券取引所市場JASDAQ市場(スタンダード)に上場(予定)

なお、サン・ライフの「沿革」につきましては、サン・ライフの有価証券報告書(平成30年6月26日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となるサン・ライフ及びその関係会社の最近事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりであります。

サン・ライフグループは、サン・ライフ、連結子会社10社及び持分法非適用関連会社1社で構成され、地域の顧客並びに株式会社サン・ライフメンバーズ等により運営されているメンバーズシステム(互助会)事業における互助会会員を対象としてホテル・ブライダル事業、葬祭・法要事業、介護事業及びこれらに付随するその他のサービス等を行っております。

なお、事業系統図については、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等 2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ③ 取引関係」に記載のとおりであります。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるサン・ライフの「関係会社の状況」につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等 2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるサン・ライフの平成30年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成30年3月31日現在	
セグメントの名称	従業員数(名)
ホテル事業	87 [340]
式典事業	180 [352]
その他の事業	127 [288]
全社（共通）	48 [22]
合計	442 [1,002]

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

2 全社（共通）は、管理部門等の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

① 当社の状況

当社は新設会社であるため、当該事項はありません。

② 連結会社の状況

当社の完全子会社となるサン・ライフグループの労働組合は、「サン・ライフグループソサエティ」と称し平成元年10月に結成され、UAゼンセンに属しております。組合員数は平成30年3月31日現在336名であります。

なお、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるサン・ライフの業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成30年6月26日提出）をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるサン・ライフの生産、受注及び販売の状況につきましては、同社の有価証券報告書（平成30年6月26日提出）をご参照ください。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるサン・ライフの「経営方針、経営成績及び対処すべき課題等」については、同社の有価証券報告書（平成30年6月26日提出）をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりサン・ライフの完全親会社となるため、当社の設立後は、本報告書提出日現在におけるサン・ライフの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。

サン・ライフの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本報告書提出日現在においてサン・ライフが判断したものであります。

1. 当社グループの事業内容について

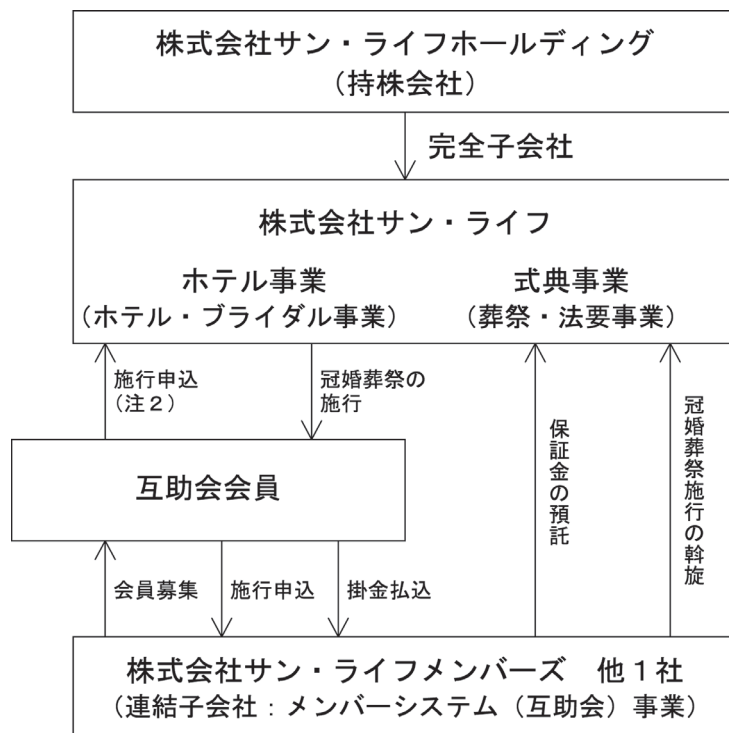
当社グループは、婚礼・宴会を中心とするホテル事業（ホテル・ブライダル事業）と、葬儀を中心とする式典事業（葬祭・法要事業）を行っており、サン・ライフが主体となって当該事業を推進しております。

当社の連結子会社である株式会社サン・ライフメンバーズ他1社（以下「同社等」）は、メンバーズシステム（互助会）事業を行っております。この互助会事業は、割賦販売法により「前払式特定取引（注1）」として規定され、経済産業大臣の営業許可が必要とされております。この許可に基づき、同社等は互助会加入への募集活動を行い、互助会の加入者（以下、「互助会加入者」という）と、互助会契約（株式会社サン・ライフメンバーズ契約約款等）を締結し、互助会加入者より毎月一定の月掛金の払込みを受け、当社グループはそれらを連結貸借対照表に「前払式特定取引前受金」として固定負債に計上しております。原則として掛金全納後、互助会加入者は冠婚葬祭の施行請求の権利を得て、同社等は冠婚葬祭の施行義務を負うこととなります。平成30年3月期末における前払式特定取引前受金の金額は26,962百万円となっております。

同社等はサン・ライフと施行の斡旋契約を締結し、サン・ライフに互助会加入者の施行斡旋を行っております。サン・ライフは、この斡旋の対価として冠婚葬祭売上の12%を斡旋手数料として同社等に支払っております。この料率は、同社等が割賦販売法第20条の2第1項第1号、割賦販売法施行規則第14条の3第1項において經常収支率100%以上の規制を受けているため、両社の採算を勘案して過去において数パーセントの幅で変更を行っており、今後においてもこの料率は変更される可能性があります。

また同社等は、互助会加入者と取り交わした互助会契約が、期限の定めがなく、長期に渡る契約行為であるため、サン・ライフの施行履行を将来ともに担保させるため、サン・ライフに対して保証金17,709百万円を差し入れております。サン・ライフは、当該預り保証金を「金融商品に関する会計基準」に基づき、貸借対照表上「関係会社預り保証金」として記載しております。

平成30年3月期において、当社グループが施行した冠婚葬祭のうち、互助会加入者の施行請求による件数は3,057件、4,311百万円であり、サン・ライフグループの売上高全体の37%を占めております。互助会事業は、当社グループの営業収入を確保する重要な基盤であり、当社グループは今後も当該事業を推進し、互助会加入者の増加及び会員から受け取る前受金の残高増加に努める方針であります。互助会からの退会者の増加等、何らかの理由により互助会事業の推進がうまくいかなかった場合には、当社グループの事業展開、業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。



(注1) 前払式特定取引とは2ヶ月以上かつ3回以上にわたって会費等の名目で前払金を払うことによって、商品や政令で指定されたサービスの提供を受ける取引の形態であります。

(注2) 互助会加入者の施行申し込みは、直接施行会社である株式会社サン・ライフに申し込まれる場合があります。

2. 法的規制について

(1) 割賦販売法の規制について

当社の連結子会社である株式会社サン・ライフメンバーズ他1社の冠婚葬祭互助会事業は「割賦販売法」で前払式特定取引業として同法の適用を受けることになっております。

同法は、前払式特定取引の営業を経済産業大臣による許可制としているほか、事業者は同法の定めにより営業保証金の供託、前払式特定取引前受金の保全義務、財産及び収支に関する報告書の提出、契約約款を変更した場合の届出等を行う必要があります。現時点において株式会社サン・ライフメンバーズ他1社は割賦販売法上の改善命令等、法的処分を受けた事実はありませんが、仮に現在の法的規制及びその運用が変更され、それによって収支率等の改善を図る必要が生じた場合、何らかの理由により同社等の事業の許可が取り消し、または停止された場合、あるいは当該法規制が改正・強化され、その対応のために新たな費用負担が発生した場合等には、当社グループの事業展開、業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、主な規制内容は以下のとおりであります。

① 前払式特定取引前受金の保全義務

毎年3月末、9月末の互助会会員より徴収した掛金（前払式特定取引前受金）残高の2分の1に相当する金額について保全措置の義務があり、法務局への供託（現金及び国債等）又は保証会社等と前受業務保証金供託委託契約を結ぶことにより保全措置を講じることとなっております。

② 前払式特定取引前受金に関する規制

経済産業大臣は事業の健全な推進と消費者保護の立場から、事業者の財産状況及び収支状況の目安として、経常収支率、流動比率、純資産比率（注1）が、割賦販売法施行規則の定める基準値を下回る場合、事業者に対して前払式特定取引の契約締結の禁止命令及び必要な改善命令を出すことが出来ることとなっております。また、割賦販売法上の法的規制の運用は所轄官庁である経済産業省により行われ、諸般の事情により随時変更・撤廃される可能性があります。

(注1) 経常収支率、流動比率、純資産比率は割賦販売法施行規則に定められた算出方法によるものです。

(2) 霊柩運送に関する規制について

当社グループの式典事業の一部である霊柩運送に関しては、「一般貨物自動車運送事業（霊柩）」として、貨物自動車運送事業法の規制を受けております。霊柩運送に関する規制の内容は、運送の客体、その方法等が他の貨物運送と異なるため、営業区域、霊柩車の保有台数等に制約があります。このため、当社の霊柩運送の営業区域は東京都及び神奈川県となっております。（東京都及び神奈川県以外においても霊柩運送を行う場合、当該地域の霊柩運送事業者の霊柩車を使用する必要があります。）したがって、何らかの理由により当該法規制が改正・強化され、その対応のために新たな費用負担が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 食品衛生法に関する規制について

当社グループは飲食業を営む関係上、食品衛生法の規制を受けております。食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止、並びに公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としており、食品等事業者は、食品衛生責任者を置き、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受ける必要があります。また、食中毒を起こした場合等、食品衛生法の規定に抵触した場合、食品等の廃棄処分、営業許可の取り消し、営業の禁止、一定期間の営業停止等の処分を命じられることがあります。当社グループは引き続き食中毒等の防止に努めていきますが、万一、何らかの衛生管理上の問題が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3. 人口動態による業績への影響

国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口(平成29年推計)』によると、全国の18～34歳の人口は、平成27年の22,451千人から平成37年には20,347千人まで減少すると推計されております。一方で、60歳以上の人口は平成27年の42,420千人から平成37年には44,489千人、平成47年には47,172千人まで増加すると推計されております。

上記推計から、当社の対象となる年齢構成において、ホテル事業における主利用者の対象年齢である18～34歳の減少傾向に対し、式典事業における60歳以上の人口は増加傾向にあります。

このように当社の事業はホテル事業、式典事業共に将来の人口動態により、業績に影響を受ける可能性があります。

- ・18～34歳、60歳以上人口推移

(単位：千人)

年齢	平成29年	平成39年	差異
18～34歳	21,947	20,128	△1,819
65歳以上	35,163	36,840	+1,677
(総人口)	126,532	121,240	△5,292

(注)国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口(平成29年推計)』より抜粋。

4. 施設の開発による業績等への影響

当社グループは、今後とも積極的な営業施設等の新設に努めてまいります。その際の交渉過程で、採算性以外にも周辺住民との交渉が難航する場合、または理解が得られない場合には、営業施設の建設の遅れ等から当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5. 競合他社について

当社グループの行う事業、領域において、従来から競合関係にあった企業のみならず昨今では他業種からの参入も見受けられます。

今後、競争の激化による当社グループの市場シェアや価格競争による販売価格の下落は、当社グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

6. 顧客情報の管理について

当社グループは、冠婚葬祭及び互助会事業等、その事業特性上、多くの顧客情報を取り扱っております。

サン・ライフ及び子会社2社が、財団法人日本情報処理開発協会の定める「プライバシーマーク制度」の認定事業者となるなど顧客情報の管理には十分留意しております。当社グループは引続き顧客情報の管理に努めていきますが、万一何らかの顧客情報管理上の問題が発生した場合には、その後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

7. 当社代表取締役会長の兼任について

当社代表取締役会長に就任予定の竹内恵司は社会福祉法人恵伸会の理事長、並びに学校法人鶴嶺学園の理事長を兼任しております。社会福祉法人恵伸会は特別養護老人ホーム「サンレジデンス湘南」等を運営しており、学校法人鶴嶺学園は福祉、ウェディング、葬祭の専門学校（計3校）を運営しております。竹内恵司は理事長の職にありますが、月例の理事会に出席する程度であり、当社の代表取締役としての業務執行の機動性が損なわれている状態にはないものと考えております。サン・ライフと両法人との間には、平成30年3月期において以下の取引があります。

種類	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者の関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(個人)・役員及びその近親者	竹内恵司	神奈川県平塚市	—	当社取締役社会福祉法人恵伸会理事長	被所有 直接3.14 間接37.87	当社施設の利用	当社施設の利用(注1)	469	売掛金	403
				当社取締役学校法人鶴嶺学園理事長		温泉供給サービス	温泉供給サービス	720	—	—
				当社施設の利用		当社施設の利用(注1)	1,848	売掛金	428	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 社会福祉法人恵伸会(特別養護老人ホーム等運営)・学校法人鶴嶺学園(専門学校運営)との取引であり、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- 2 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含んでおりません。

なお、サン・ライフは有料老人ホーム事業(シニア向住宅及び要介護者向住宅事業)を行っております。当該事業は社会福祉法人恵伸会の運営する特別養護老人ホームとは、社会福祉法人の設立目的、法令その他行政上の規制等の観点及びターゲットとしている顧客の違い等の理由により、競合は発生しないものと考えておりますが、万一、社会福祉法人恵伸会の運営方針の変更・追加等が行われ、競合が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

8. 顧客のライフスタイル・顧客ニーズの変化について

当社グループの主たる事業であるホテル事業及び式典事業は、顧客のライフスタイルの変化の影響を強く受けません。近年の婚礼では、独自性の強いもの、簡素化されたもの、参列者を少数に絞ったもの、あるいは結婚式を施行しないもの等があるほか、葬祭においても近親者のみで行い規模を縮小するもの等、多様な形態で施行されております。当社グループが、これら顧客のライフスタイルまたはニーズの変化にうまく対応できず、適時に的確な企画・提案・施行等ができなかった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるサン・ライフの「経営上の重要な契約等」については、同社の有価証券報告書(平成30年6月26日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるサン・ライフの「研究開発活動」については、同社の有価証券報告書(平成30年6月26日提出)をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるサン・ライフの「設備投資等の概要」については、同社の有価証券報告書(平成30年6月26日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるサン・ライフの「設備の状況」については、同社の有価証券報告書(平成30年6月26日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるサン・ライフの「設備の新設、除却等の計画」については、同社の有価証券報告書(平成29年6月26日提出)をご参照ください。

第4 【上場申請会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成30年10月1日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定であります。

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,280,000
計	27,280,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,820,000	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)	単元株式数は100株であります。
計	6,820,000	—	—

(注) サン・ライフの発行済株式総数6,820,000株(平成30年3月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成30年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年10月1日	6,820,000	6,820,000	100,000	100,000	未定	未定

(注) サン・ライフの発行済株式総数6,820,000株(平成30年3月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるサン・ライフの平成30年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	6	14	44	11	1	4,180	4,258	—
所有株式数(単元)	0	5,521	78	32,477	2,399	2	27,714	68,191	9
所有株式数の割合(%)	0	8.10	0.12	47.62	3.52	0.00	40.65	100.00	—

(注) 1. 自己株式336,844株は、「個人その他」に3,368単元及び「単元未満株式の状況」の欄に44株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の失念株式が8単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるサン・ライフの平成30年3月31日現在の株主データに基づき、平成30年10月1日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりであります。

平成30年10月1日現在(予定)

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社サカエヤ	神奈川県平塚市明石町25番1号	2,455	36.00
竹内 伸枝	神奈川県平塚市	420	6.15
株式会社ニチリョク	東京都杉並区上井草1丁目33-5	360	5.27
学校法人鶴嶺学園	神奈川県平塚市宮松町15-16	210	3.07
竹内 恵司	神奈川県平塚市	203	2.98
龍巖股份有限公司 (常任代理人 大和証券株式会社)	台北市松山區敦化北路150號7樓 (東京都千代田区丸の内1丁目9番1号)	160	2.34
平塚信用金庫	神奈川県平塚市紅谷町11-19	150	2.19
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	100	1.46
サン・ライフ従業員持株会	神奈川県平塚市馬入本町13番11号	89	1.31
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 日本生命証券管理部内	80	1.17
計	—	4,228	62.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は、新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるサン・ライフの平成30年3月31日現在の発行済株式についての「議決権の状況」は以下のとおりであります。

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 336,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,482,000	64,820	—
単元未満株式	普通株式 900	—	—
発行済株式総数	6,820,000	—	—
総株主の議決権	—	64,820	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が800株(議決権8個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が44株含まれております。

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成30年10月1日時点において、当社の自己株式を保有いたしません。当社の完全子会社となるサン・ライフの平成30年3月31日現在の自己株式等については、以下のとおりであります。

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サン・ライフ	神奈川県平塚市馬入本町 13-11	336,844	—	336,844	4.94
計	—	336,844	—	336,844	4.94

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しており、厳しい経済状況の中で、収益力の向上、財務体質の改善など経営基盤の強化に努め、安定的な配当を行うことを基本方針とする予定であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とし、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会とする予定であります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行なうことができる旨を定める予定であります。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるサン・ライフの株価の推移は以下のとおりであります。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	1,037	1,033	1,021	999	1,090
最低(円)	781	920	899	855	902

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月15日以前は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	1,090	1,073	1,068	1,050	1,117	1,040
最低(円)	992	1,015	1,025	1,016	1,031	1,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

5 【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は以下のとおりであります。

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	—	竹内 恵司	昭和11年3月12日	昭和45年12月 株式会社サン・ライフ代表取締役社長 昭和60年12月 学校法人鶴嶺学園理事長(現任) 平成9年1月 社会福祉法人恵伸会理事長(現任) 平成17年6月 株式会社サン・ライフメンバーズ代表取締役会長(現任) 平成17年6月 株式会社サン・ライフ代表取締役会長(現任) 平成30年10月 当社代表取締役会長就任予定	(注)3	203,800
代表取締役 社長	—	比企 武	昭和31年8月2日	昭和54年8月 株式会社サン・ライフ入社 平成7年4月 同社総務部長 平成8年6月 同社取締役総務部長 平成9年7月 同社常務取締役総務部担当・営業部長 平成11年7月 同社常務取締役営業・総務担当 平成13年6月 同社専務取締役営業・総務担当 平成13年12月 同社専務取締役渉外営業・サービス部長 平成15年6月 同社専務取締役営業部担当 平成17年6月 株式会社サン・ライフメンバーズ代表取締役社長(現任) 平成17年7月 株式会社サン・ライフ専務取締役業務本部長 平成21年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成30年10月 当社代表取締役社長就任予定	(注)3	32,600
専務取締役	—	竹内 圭介	昭和49年8月30日	平成11年4月 学校法人鶴嶺学園常勤職員 平成13年4月 日本ヒューマンセレモニー専門学校非常勤講師 平成15年4月 学校法人鶴嶺学園常務理事・評議員就任 平成19年5月 学校法人鶴嶺学園常務理事 退任 平成20年4月 学校法人鶴嶺学園常務理事(現任) 平成26年6月 株式会社サン・ライフ取締役(現任) 平成27年11月 株式会社サン・ライフメンバーズ取締役 平成28年6月 同社専務取締役(現任) 平成30年10月 当社専務取締役就任予定	(注)3	3,800
常務取締役	業務支援本 部長兼経理 部長	石野 寛	昭和28年2月8日	昭和50年4月 兼松江商株式会社(現兼松株式会社)入社 平成6年8月 日興証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)公開引受部第二公開引受課長 平成12年3月 ブックオフコーポレーション株式会社取締役経理部ゼネラルマネージャー 平成16年5月 クラブツーリズム株式会社執行役員経理部長 平成17年11月 株式会社サン・ライフ常務執行役員管理本部長 平成19年6月 同社常務取締役管理本部長 平成21年6月 同社常務取締役業務支援本部長兼総務部長兼経理部長 平成28年7月 同社常務取締役業務支援本部長兼経理部長(現任) 平成30年10月 当社常務取締役就任予定	(注)3	2,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 相談役	—	竹内 伸枝	昭和14年5月13日	昭和56年3月 昭和60年6月 平成6年9月 平成17年6月 平成30年10月 株式会社サン・ライフ取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長式典部担当 同社取締役相談役(現任) 当社取締役相談役就任予定	(注)3	420,000
取締役	—	井上 和弘	昭和17年5月15日	昭和47年3月 昭和59年2月 平成17年6月 平成25年1月 平成30年10月 株式会社タナベ経営入社 株式会社アイ・シー・オーコンサル ティング代表取締役(現任) 株式会社サン・ライフ取締役(現 任) キング醸造株式会社取締役(現 任) 当社取締役就任予定	(注)3	10,000
取締役 (監査等委員)	—	瀧澤 賢次	昭和32年10月31日	昭和55年4月 平成11年7月 平成13年4月 平成14年6月 平成15年6月 平成17年6月 平成17年7月 平成18年7月 平成20年6月 平成30年10月 株式会社サン・ライフ入社 同社式典部長 同社内部監査室室長 同社常勤監査役 同社取締役渉外営業・サービス部 担当 同社取締役 同社取締役業務本部湘南事業部長 同社取締役業務本部長付特命事項 担当 同社常勤監査役(現任) 当社取締役(監査等委員)就任予 定	(注)4	7,500
取締役 (監査等委員)	—	松下 幹夫	昭和17年7月19日	昭和48年4月 平成元年4月 平成10年4月 平成14年4月 平成15年4月 平成19年6月 平成24年5月 平成30年10月 東海大学工学部通信工学科講師 東海大学医学部附属大磯病院事務 部部長 学校法人東海大学事業管理部部長 東海大学医学部附属八王子病院副 院長・事務部長 学校法人東海大学参与 東海教育産業株式会社代表取締役 社長 株式会社サン・ライフ監査役(現 任) 当社取締役(監査等委員)就任予 定	(注)4	—
取締役 (監査等委員)	—	小峰 雄一	昭和46年10月21日	平成7年10月 平成12年7月 平成12年10月 平成18年6月 平成20年1月 平成22年6月 平成23年11月 平成24年6月 平成24年6月 平成26年9月 平成28年3月 平成30年10月 中央監査法人入所 小峰雄一公認会計事務所開業 小峰雄一税理士事務所開業 湘南ケーブルネットワーク株式会 社会計参与(現任) 税理士法人小峰会計事務所代表社 員 株式会社イクヨ監査役(現任) 株式会社サン・ライフメンバーズ 監査役(現任) 株式会社サン・ライフ監査役(現 任) 株式会社医学生物学研究所監査役 (現任) オンコセラビー・サイエンス株式 会社取締役(現任) 税理士法人総合税務会計代表社員 (現任) 当社取締役(監査等委員)就任予 定	(注)4	—
計						680,200

- (注) 1 取締役井上和弘氏は社外取締役であります。
2 取締役(監査等委員)松下幹夫、小峰雄一の両氏は社外取締役であります。
3 取締役の任期は、平成30年10月1日である当社の設立日から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時ま
までであります。
4 取締役(監査等委員)の任期は、平成30年10月1日である当社の設立日から平成32年3月期に係る定時株主総
会終結の時までであります。
5 取締役相談役竹内伸枝は、代表取締役会長竹内恵司の配偶者であります。
6 専務取締役竹内圭介は、代表取締役会長竹内恵司の二男であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

株式移転後、新たに設立される持株会社は、親会社としてグループ全体の経営戦略の策定及び経営資源の配分といったコーポレート機能、並びに、各グループ会社への経営管理機能といったサービスセンター機能を担い、当社グループ全体のマネジメントに特化し、事業ポートフォリオの機動的な見直し等、経営環境の変化に応じた迅速かつ果敢な経営判断を通じ、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

また、持株会社としての経営管理を的確に行うため、取締役会の監督機能を強化し、監査等委員会設置会社となることによって、グループ全体としての包括的なコンプライアンス体制、リスク管理体制、内部監査体制を充実させ、当社グループ全体のガバナンスをより一層強化し、企業価値の向上を目指します。

② 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置いたします。

なお、会計監査人は、有限責任あずさ監査法人を予定しております。

③ コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会及び監査等委員会を設置する予定であり、監査等委員である取締役3名（うち2名が社外取締役）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることが可能であり、また、監査等委員である取締役のうち2名を社外取締役とする体制とすることで、客観的・中立的な経営監督機能が確保されると判断し、当該コーポレート・ガバナンスの体制を採用することを予定しております。

④ 内部統制システムの整備の状況

当社の取締役会は、原則として月1回定例的に開催する他、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催する方針とすることを予定しております。また、監査等委員会は公正かつ客観的な監査を行うことを目的として定例的に開催する方針としており、監査等委員を除く取締役の職務執行を法的適合性・妥当性の見地から監査をする予定です。

なお、本件株式移転の効力発生日までに当社の完全子会社となる株式会社サン・ライフと同水準の内部統制システムを構築させていく予定です。

⑤ リスク管理体制の整備状況

リスク管理体制の整備につきましては、現在未定であります。本件株式移転の効力発生日までに当社の完全子会社となる株式会社サン・ライフと同水準のリスク管理体制の整備を行う予定です。

⑥ 役員報酬

役員の報酬等については、株主総会の決議によって定める予定ですが、当社の設立日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の報酬等の額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額60百万円以内とする予定であります。

⑦ 取締役の定数及び選任決議

当社の取締役の員数は13名以内、監査等委員である取締役の員数は3名以上とする予定です。

取締役の選任については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任します。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

⑧ 取締役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする予定であります。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。

さらに、当社は、株主への機動的な利益還元の実施が行えるよう、当社の剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨、並びに、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

また、当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規程により、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令が定める範囲において免除することができる旨を定款に定める予定です。

⑩ 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社は、随時必要な内部監査を実施できる体制を強化するため「内部監査室」を設置する予定であります。監査等委員会監査につきましては、監査等委員である取締役3名が、監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対しては営業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査する予定であります。また会計監査人から随時監査報告、会社状況の報告などを受けることにより情報の共有化を図る予定であります。

なお、監査等委員就任予定の小峰雄一は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

⑪ 社外取締役(監査等委員である者を除く。)及び監査等委員である社外取締役

イ 当社の社外取締役は3名(うち2名は監査等委員)とする予定であります。

ロ 当社の社外取締役就任予定者のうち井上和弘は、10,000株の当社株式を所有する予定であります。これ以外の人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

ハ その他の社外取締役就任予定者2名については、人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

ニ 社外取締役の選任状況に関する当社の考え方

- ・社外取締役については、専門的な知見及び経験豊富な経営者の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行う予定であります。
- ・社外取締役を選任するための独立性に関する明文化された基準または方針は定めない予定であります。東京証券取引所の役員の独立性に関する判断基準(JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領21)を参考にする予定であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は、有限責任 あずさ監査法人に委嘱する予定であります。

② 【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため未定であります。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるサン・ライフの「経理の状況」については、同社の有価証券報告書(平成30年6月26日提出)及び四半期報告書(平成30年8月14日提出)をご参照ください。

第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定であります。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式買取の場合手数料は無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.sunlife.jp
株主に対する特典	<ol style="list-style-type: none"> 1 ホテル宿泊(50%割引)・飲食(10%割引)優待券 2 無料在宅入浴サービス利用券(地域限定あり) 3 自分史編纂(10%割引)優待券 4 サン・ライフグループ施設利用券(1人1回5枚まで使用可) 5 オリジナルスパークリングワイン <p>1～3は1枚、4は1,000円券3枚、5は4との選択(100株以上1,000株未満) 1・2は2枚、3・5は1枚、4は1,000円券30枚(1,000株以上)</p>

第7 【上場申請会社の参考情報】

1 【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当社は、本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類
平成30年6月11日 関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(1)の有価証券届出書に係る訂正届出書を、平成30年6月26日に関東財務局長に提出。
- (3) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(1)の有価証券届出書に係る訂正届出書を、平成30年8月9日に関東財務局長に提出。
- (4) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(1)の有価証券届出書に係る訂正届出書を、平成30年8月10日に関東財務局長に提出。
- (5) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(1)の有価証券届出書に係る訂正届出書を、平成30年8月14日に関東財務局長に提出。

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となるサン・ライフが、最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において、提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりであります。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度 第49期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月26日 関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成30年6月26日 関東財務局長に提出。
- (3) 臨時報告書
上記(1)の有価証券報告書提出後、本報告書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、平成30年6月26日に関東財務局長に提出。
- (4) 訂正報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく平成30年5月9日付臨時報告書の訂正報告書を平成30年5月31日、平成30年6月26日に関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく平成30年5月9日付臨時報告書の訂正報告書を平成30年5月31日、平成30年6月26日に関東財務局長に提出。
- (5) 四半期報告書及び確認書
事業年度 第50期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月14日 関東財務局長に提出。

第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

第四部 【上場申請会社の特別情報】

第1 【最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。